

# 高潮特別警戒水位（案）の設定について

## ①国の参考資料より

○水位の周知対象は住民等であるが、実務的には水防活動従事者やライフライン保守点検業者(一般住民等においては、高潮特別警戒水位に達する前(暴風警報発表時)に既に避難が完了しているという前提)

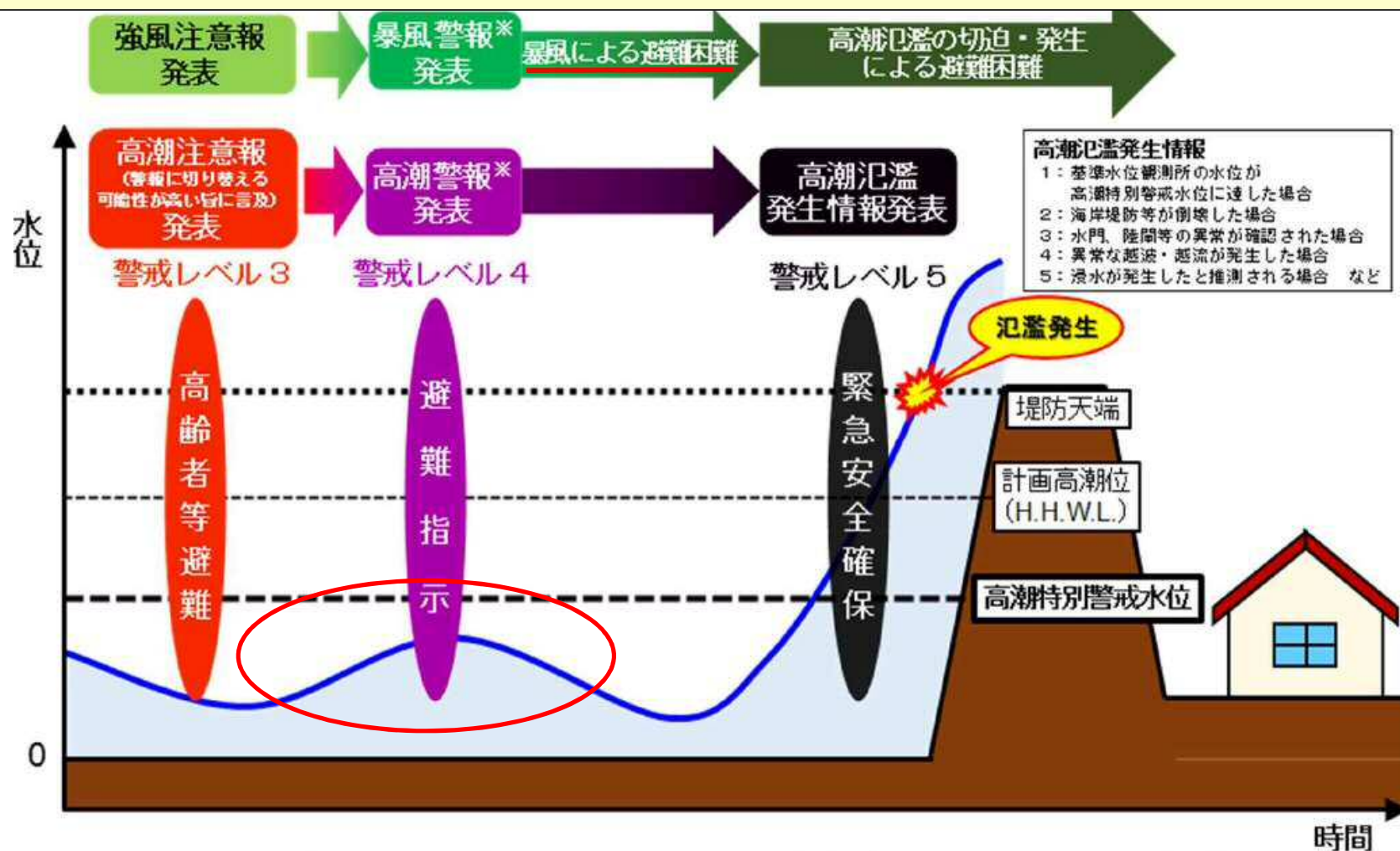
○法定水位の設定は、河川における水位周知等との整合を図るため、沿岸で1つの水位とする。

## 【国参考資料 要約】

- 高潮は、台風等の強い低気圧の来襲に伴い、波が高くなると同時に潮位も上昇する現象である。台風等の進路や強度は数日前から予測できることから、津波とは異なり、あらかじめ十分な時間的余裕を持って、立退き避難や減災対策等を行うことが可能。
- 一方で、台風の接近に伴い風雨が強くなり、潮位が急速に上昇するとともに、氾濫が発生した場合には浸水域が急速に広がるため、潮位が上昇し始めてからの立退き避難は困難。
- 内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン1」では、「高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとることが必要。
- なお、避難勧告等が発令された後においても、危険を伴う水防活動に従事する者やライフラインの保守点検に従事する者等の安全の確保が図られなければならないため、海岸からの距離確保や屋内での待避等の安全確保措置が講じられるよう、都道府県知事は、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したときは、その旨を海岸の水位を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させることが重要。

# 高潮特別警戒水位の設定について

- 高潮災害が起こるような台風等の接近時には潮位の上昇よりも先に暴風が吹き始め、屋外への立退き避難が困難となる。
- 気象庁の発表する暴風警報や高潮警報等により、各自治体が避難情報を発表
- 潮位がまだ上昇していない、下降傾向であること（下図赤丸部）をもって、避難判断を先送りすべきではない。
- 一般住民においては高潮特別警戒水位に達する前（暴風警報等発表時に避難）に既に避難完了すべき。



※数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により暴風・高潮になると予想される場合には、暴風警報・高潮警報はそれぞれ、暴風特別警報・高潮特別警報として発表される

法定水位の設定は、河川における水位周知等との整合を図るため、沿岸で1つの水位とする。

## 【国参考資料 要約】

- 都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知は、平成27年の水防法改正により制度化されたものであるが、同法に基づく洪水に係る水位情報の通知及び周知は、平成17年に制度化され、既に全ての都道府県において実施されている。
- 本資料は、河川における水位周知等の考え方と防災情報としての取り扱いの観点から「基準水位観測所の受け持ち区間の空間スケール及び時間スケール」や「地域限定情報の取り扱い」等について整合を図っている。
- 具体的に、洪水については、全国の水防周知河川等の下流部では、1つの基準水位観測所の受け持ち区間は十数km（両岸で30km程度）であり、1つの受け持ち区間内で水位が最初に到達する地先と最後に到達する地先の時刻差が2時間程度であるところが多い。また、洪水の水位到達情報は行政区域を跨いで受け持ち区間全域に両岸同時に通知及び周知されていることなどから、高潮特別警戒水位の設定も行政区ごととはせず、沿岸単位で1つを基本とするものとした。
- 高潮特別警戒水位は、最も早く水位が到達する高潮水位周知実施区間の「高潮特別警戒水位（候補）」を水位周知海岸全体に適用して設定することを基本とする。「高潮特別警戒水位（候補）」については、水防法の規定による通知とは区別したうえで、各区間において防災情報として活用することとした。これらは、既に河川において、水位観測所や危機管理型水位計等の水位を防災情報として活用していることと同様である。
- ここで、特に留意すべきこととして、「高潮特別警戒水位（候補）」への到達情報（地域限定で取り扱うべき詳細事項）を報道機関を通じて住民等に周知させることは慎重に検討すべきである。

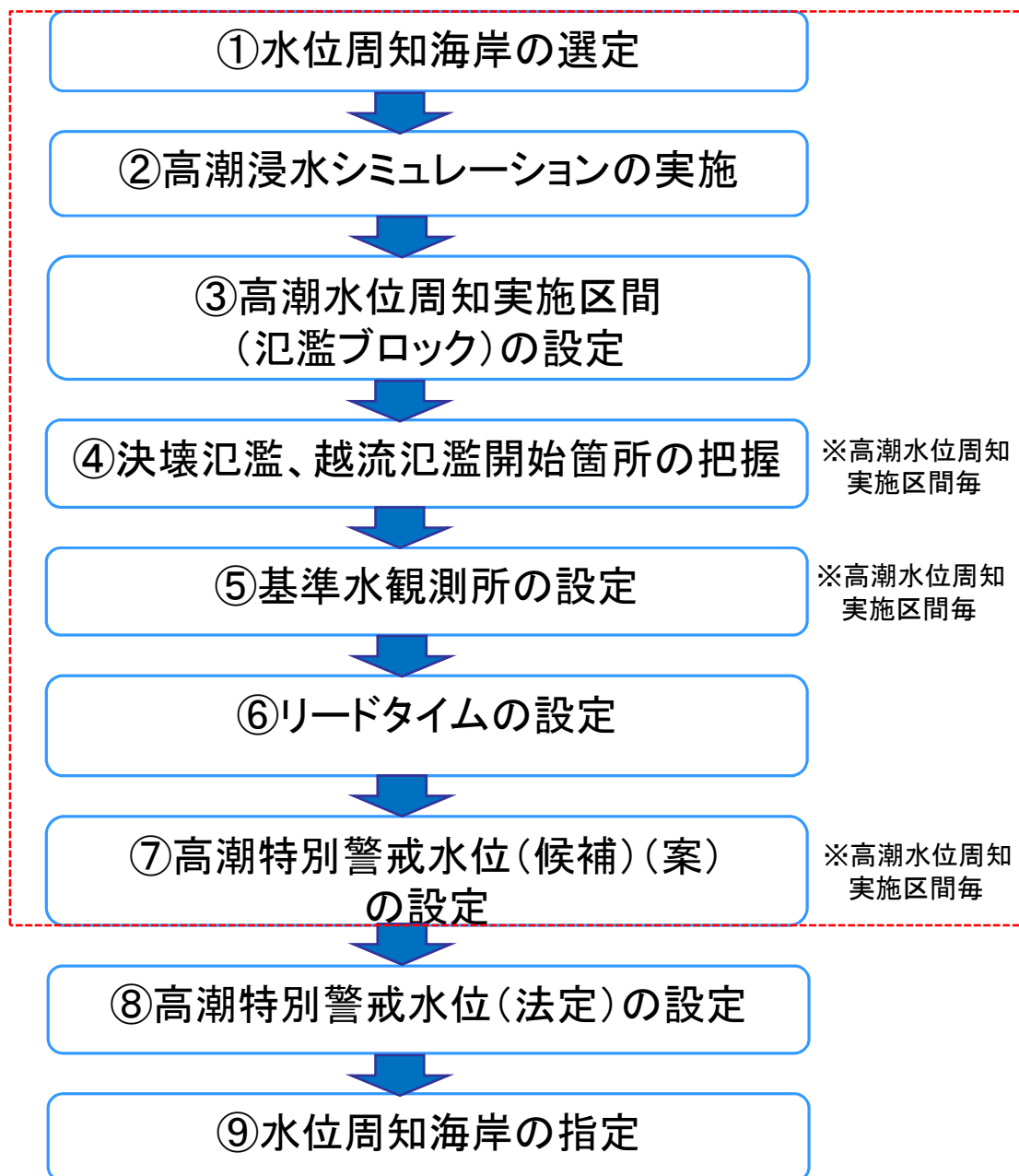
国土交通省等の「防災気象情報の伝え方に関する検討会」で高潮特別警戒水位に到達した場合に周知する「高潮氾濫危険情報」を警戒レベル4相当から警戒レベル5相当への変更が検討されている。

## 「高潮氾濫危険情報」の名称等について

- 「高潮氾濫危険情報」を警戒レベル4相当から警戒レベル5相当への変更と併せ、名称を変更する。
- 「高潮氾濫発生情報」は、高波の影響による氾濫も想定されるため、「氾濫が発生した場合もしくは氾濫したものと推測される場合」に発表することができる運用となっている。
- 上記のことから、既存の警戒レベル5相当情報である「高潮氾濫発生情報」に集約・一本化する。
- なお、高潮警報等の活用に加えて、波浪の影響や海岸堤防等の整備状況を考慮した立退き避難等の判断に資する高潮の情報について、今後技術的な開発や精度検証を行ったうえで、警戒レベル4相当情報[高潮]としての提供を検討する。

防災気象情報の伝え方に関する検討会 資料から

# 高潮特別警戒水位の設定の流れ



- 高潮特別警戒水位(法定)の設定は、左表に沿って検討
- 「①水位周知海岸の選定」から、「⑦高潮特別警戒水位(候補)(案)の設定」までは、前回委員会で提示(赤囲い内)
- 国の参考資料や検討状況を踏まえ再検討

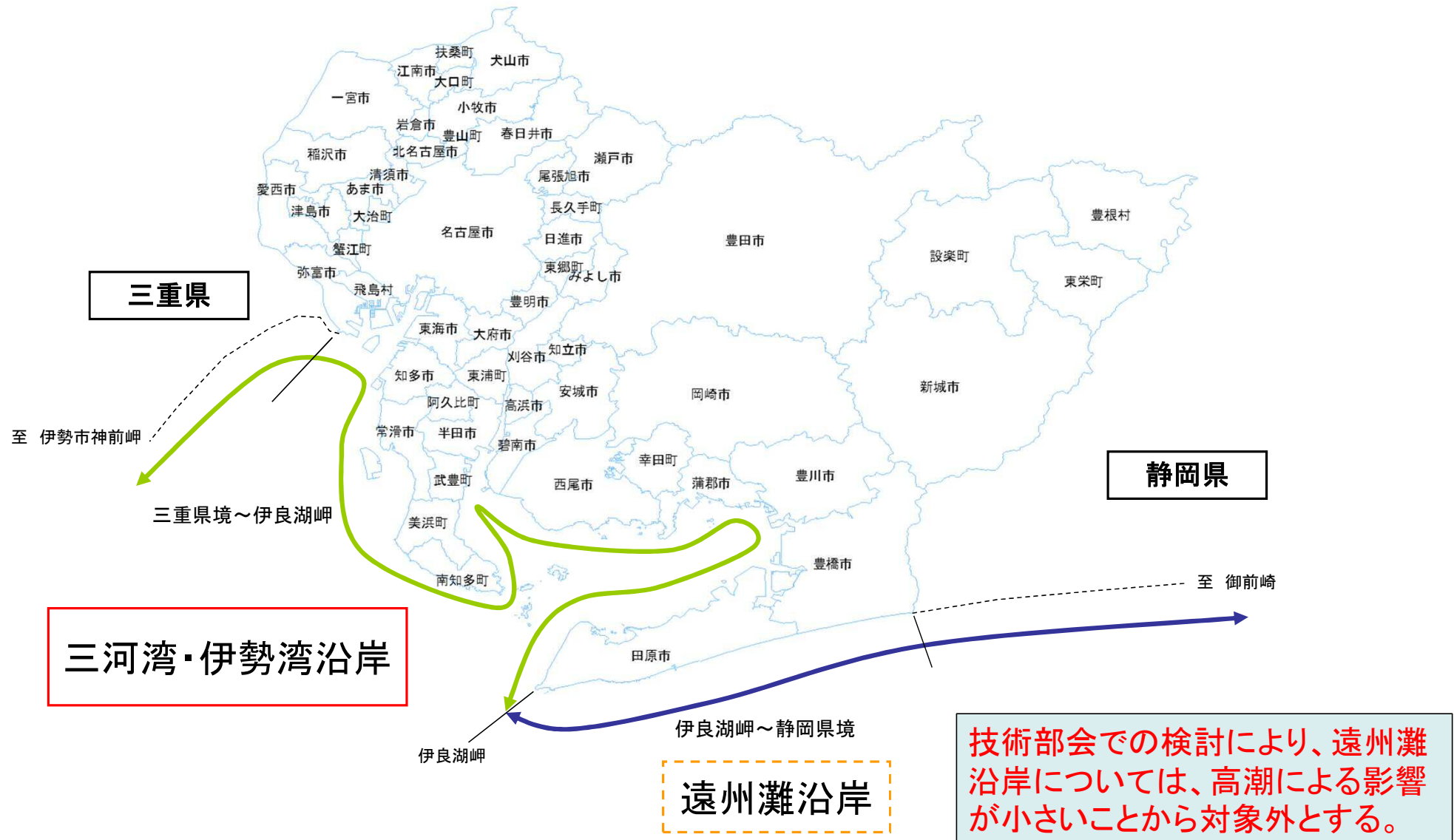
前回委員会で提示

- 水位周知海岸の選定
- 氾濫ブロックの設定
- 高潮特別警戒水位(候補)の設定
- 基準水位観測所の選定



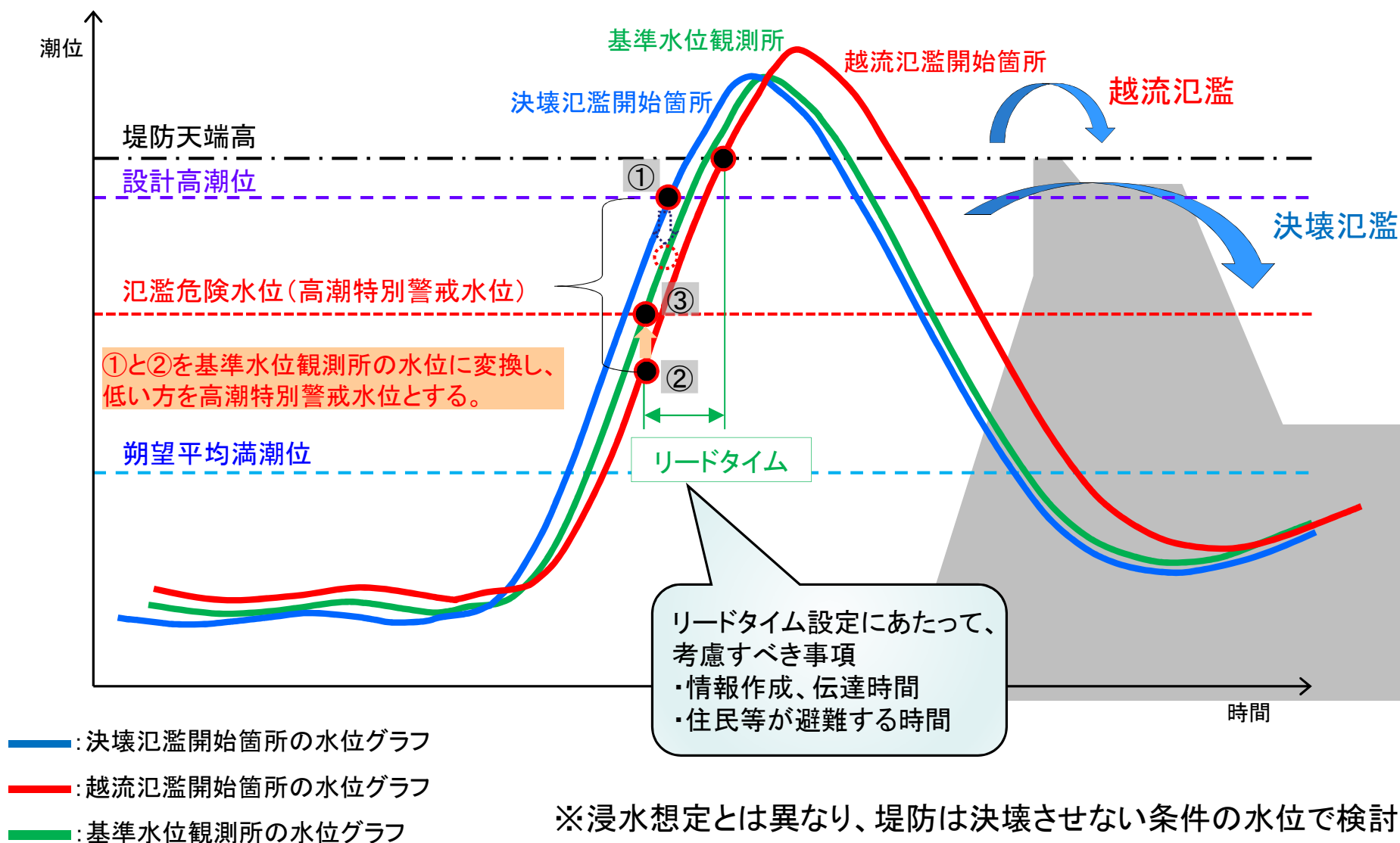
# 水位周知海岸の選定

「高潮特別警戒水位の設定要領」によると、水位周知海岸を選定する海岸の単位は「海岸保全基本方針に示された沿岸単位を基本とする」と示されており、高潮の影響が大きい「三河湾・伊勢湾沿岸」(伊良湖岬～三重県境)を対象範囲とする。



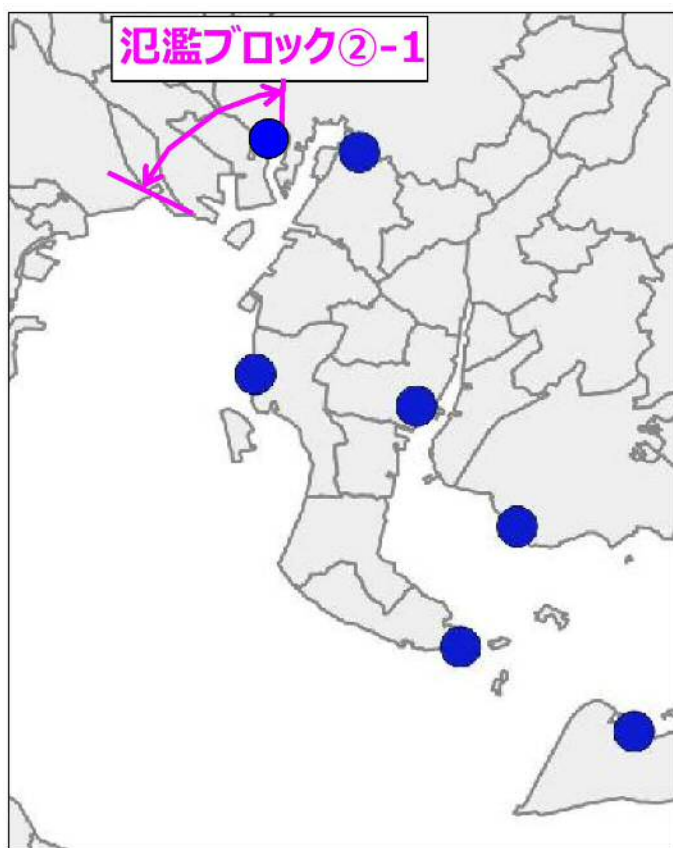
# 高潮特別警戒水位とは

高潮特別警戒水位は、下図のように越流氾濫からリードタイムを考慮した水位と決壊氾濫に達する水位(H.H.W.L等)を比較し、低い水位を基準とする。

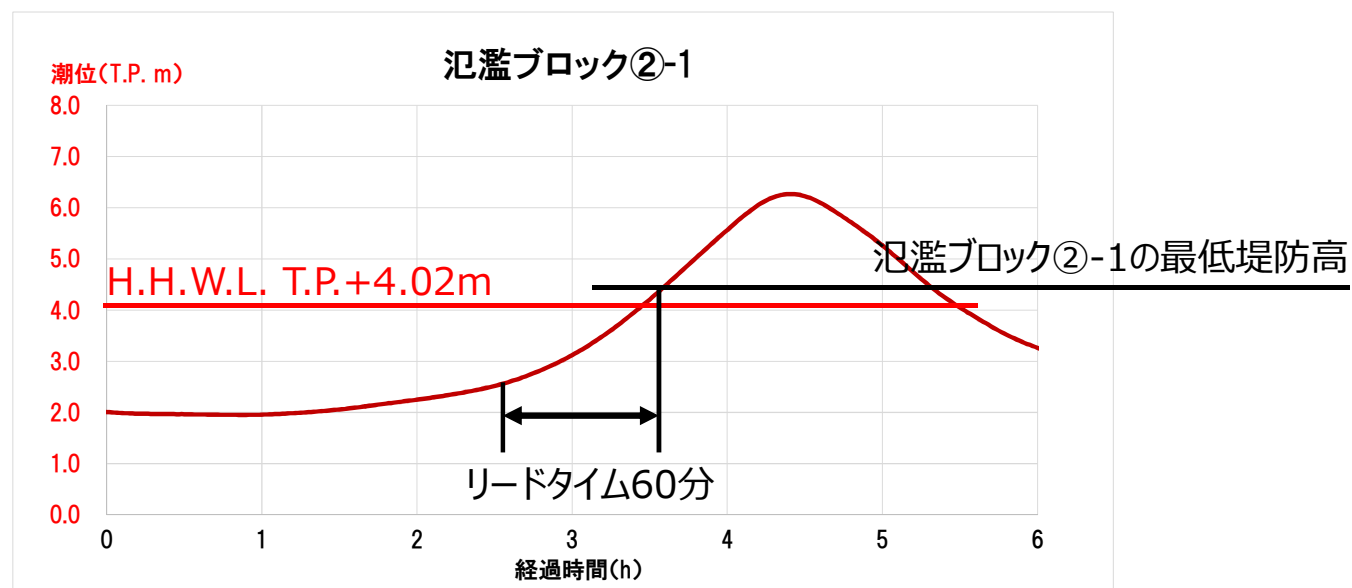


# リードタイムの設定

- **リードタイムを長くとも（60分以上）と高潮特別警戒水位の設定水位が低くなり、高潮特別警戒水位に到達する頻度が多くなることに留意する。**一方で、**短くすると高潮の水位が急激に上昇することから危険**である。
- 水位の発表段階では暴風により避難所への水平避難が困難となる住民が発生する。このため、住民へは避難の最終警告（垂直避難など）のための情報を想定し、リードタイム60分を想定する。  
 ……**技術部会において討議の結果、上記の理由よりリードタイム60分は妥当と判断**



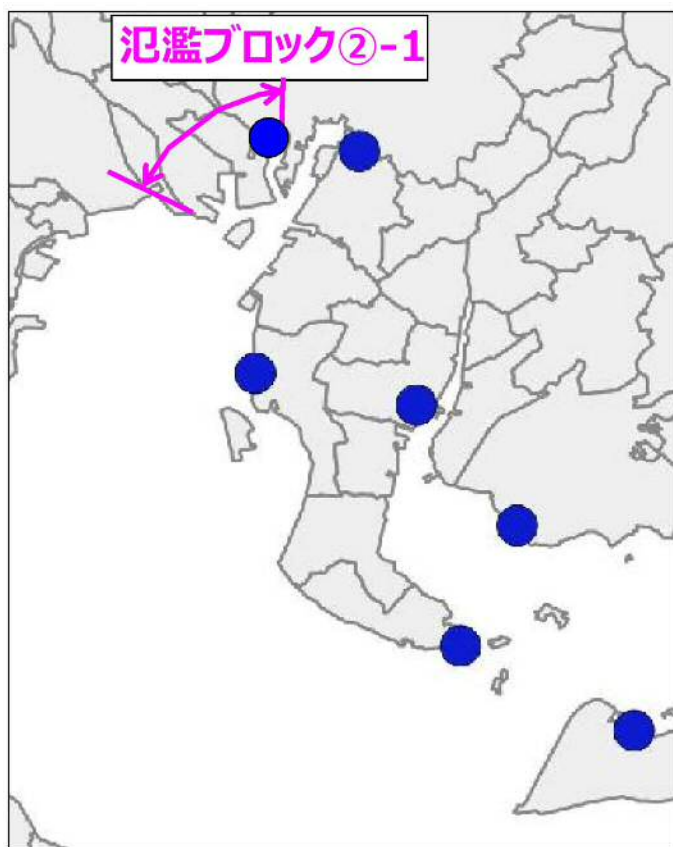
伝達経路	時間の目安
観測所 ⇒ 県 の伝達	10分
県 ⇒ 市町村 の伝達	15分
市 ⇒ <b>住民</b> の伝達	20分
<b>住民のリアクション</b>	15分
合計時間（リードタイム）	<b>60分</b>



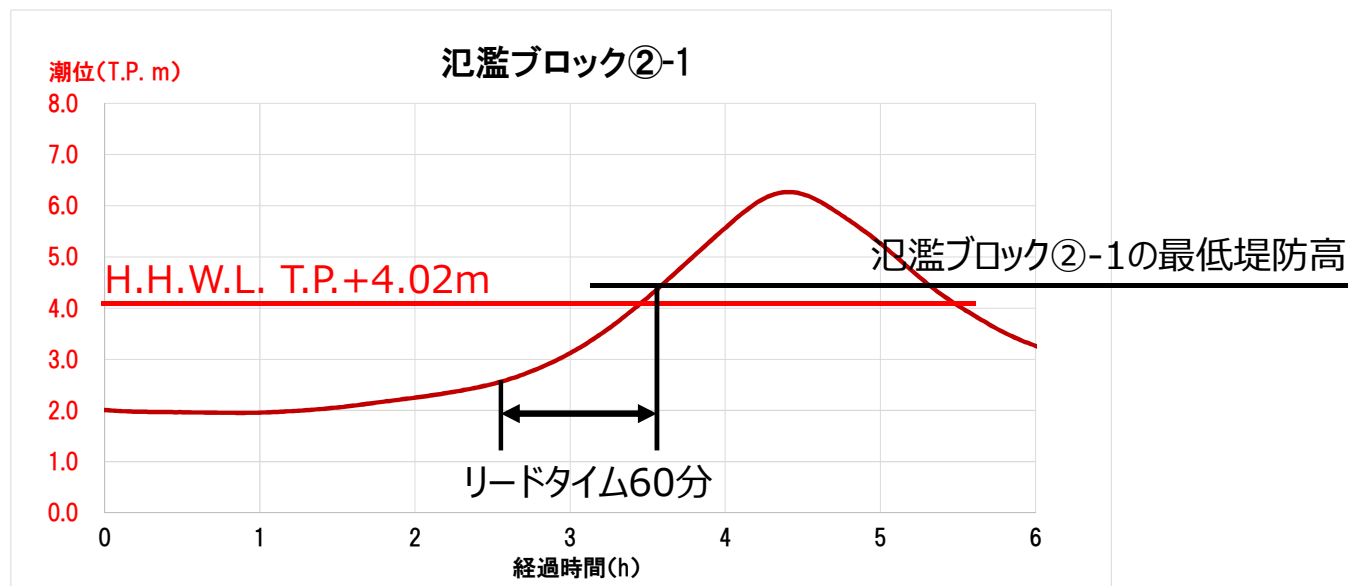
県として、リードタイムは60分とすることで運用したい

# リードタイムの設定(再確認)

- ・水位周知の実務的な対象が、水防活動従事者やライフライン保守点検業者とした場合においても、情報伝達やリアクションの時間を考慮すると1時間のリードタイムが必要。
- ・住民を対象に議論していた前回委員会で承認をいただいた、60分を用いることとする。



伝達経路		時間の目安
観測所 ⇒ 県	の伝達	10分
県 ⇒ 市町村	の伝達	15分
市 ⇒ 水防活動従事者等	の伝達	20分
水防活動従事者等のリアクション		15分
合計時間 (リードタイム)		<b>60分</b>



リードタイムは60分とすることで運用する

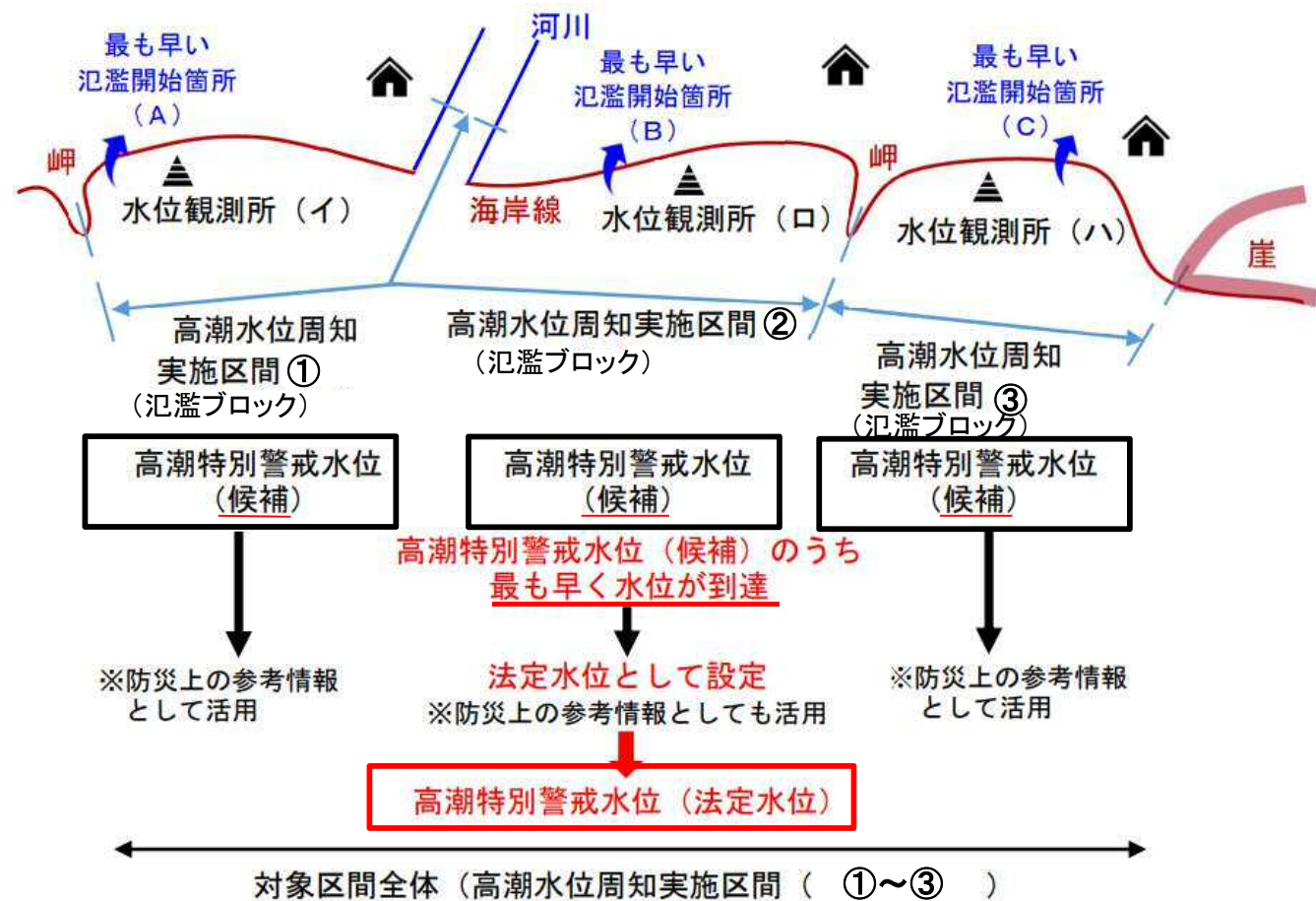
# 高潮特別警戒水位(法定水位)の設定

## 氾濫ブロックへの分割による 高潮水位周知実施区間 の設定方針

①設計高潮位H.H.W.L  
(愛知県における堤防天端高の基準)

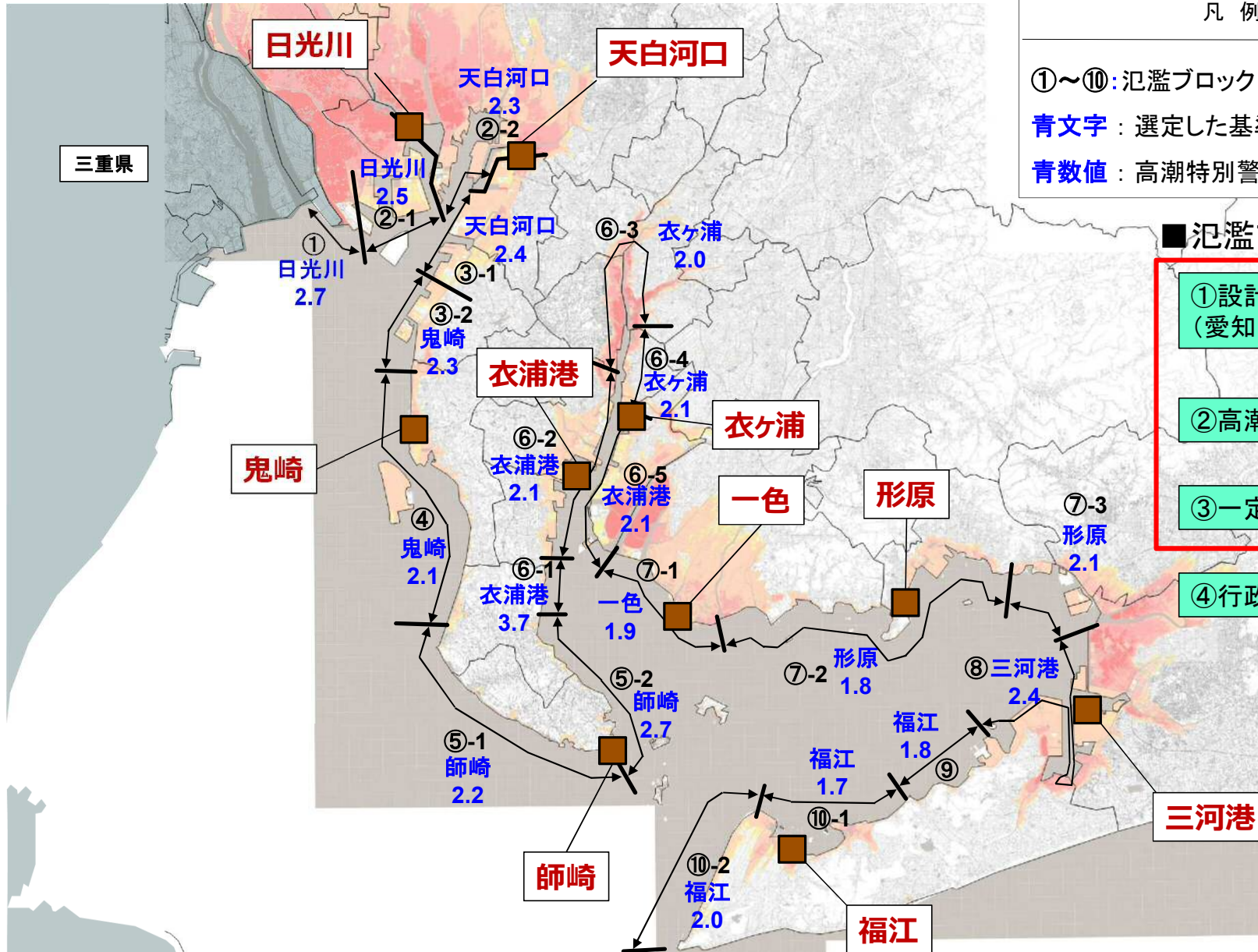
②高潮水位特性(ハイドロ)

③一定規模以上の河川(主に直轄)

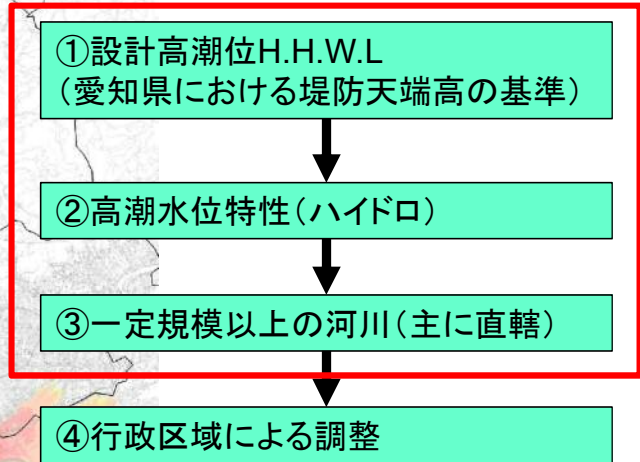


高潮特別警戒水位の設定イメージ

# 高潮特別警戒水位のまとめ



## ■ 氾濫ブロックの分割方針



技術部会では  
①～③までを検討

※水位周知海岸: 伊良湖岬～三重県境

⇒ 遠州灘沿岸については、高潮による影響が小さいことから対象外とした

# 高潮特別警戒水位のまとめ

氾濫ブロック	氾濫開始箇所			基準水位観測所	高潮特別警戒水位（基準水位観測所の水位） （候補）					
	地点	最低堤防高 (T.P.m)	1h前の水位 (T.P.m)		N	NNE	NE	ENE	採用値	
①	鍋田（弥富市）	鍋田	5.2	3.0	日光川河口	2.7	2.8	2.8	3.0	2.7
②-1	富浜（弥富市）～王子ふ頭（飛島村）	弥富市	4.5	2.6	日光川河口	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5
②-2	日光川（名古屋市）～天白川（名古屋市）	大江	4.4	2.3	天白河口	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
③-1	天白川（東海市）～古見（知多市）	北浜町	4.2	2.5	天白河口	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4
③-2	古見（知多市）～新舞子（知多市）	日長	4.3	2.4	鬼崎	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
④	大野（常滑市）～野間（美浜町）	小鈴谷	3.6	2.1	鬼崎	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
⑤-1	野間（美浜町）～羽豆岬（南知多町）	豊浜漁港	3.1	2.3	師崎	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2
⑤-2	羽豆岬（南知多町）～河和（美浜町）	豊丘	3.4	2.9	師崎	2.7	2.7	2.8	—	2.7
⑥-1	河和（美浜町）～富貴（武豊町）	河和口	4.5	—	衣浦港	3.7	3.7	—	—	3.7
⑥-2	武豊町～半田市	亀崎	3.6	2.2	衣浦港	2.5	2.2	2.1	2.2	2.1
⑥-3	東浦町～大府市（境川）～刈谷市	逢妻川0.75k	3.4	2.1	衣ヶ浦	2.2	2.2	2.2	2.0	2.0
⑥-4	高浜市	高浜	3.8	2.2	衣ヶ浦	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
⑥-5	碧南市～矢作川（西尾市）	大浜	3.7	2.2	衣浦港	2.4	2.2	2.2	2.1	2.1
⑦-1	矢作川（西尾市）～矢作古川（西尾市）	寺津漁港	3.0	2.0	一色	1.9	1.9	2.1	2.4	1.9
⑦-2	矢作古川（西尾市）～三谷（蒲郡市）	三谷	2.6	1.7	形原	1.8	1.9	1.8	2.1	1.8
⑦-3	大塚（蒲郡市）～豊川（豊川市）	大塚	3.9	2.0	形原	2.3	2.3	2.1	2.1	2.1
⑧	神野新田（豊橋市）～大洲岬（田原市）	汐川河口	3.4	1.9	三河港	2.6	2.7	2.6	2.4	2.4
⑨	大洲（田原市）～馬草（田原市）	仁崎	3.3	1.8	福江	2.0	2.1	1.8	1.8	1.8
⑩-1	馬草（田原市）～立馬崎（田原市）	宇津江	2.5	1.7	福江	2.0	2.0	1.8	1.7	1.7
⑩-2	立馬崎（田原市）～伊良湖岬（田原市）	藤原古墳	4.55	—	福江	2.1	2.2	2.0	2.2	2.0

複数のコースについて観測所の水位を算出した結果、最悪コースと異なる方向で最も早く氾濫が開始することから、その水位を高潮特別警戒水位（候補）として設定した。

凡例： 最も危険な（偏差が大きい）台風の方向、 最も低い水位（水位観測所）  
高潮特別警戒水位の－：水位が越流又は決壊氾濫に達しない

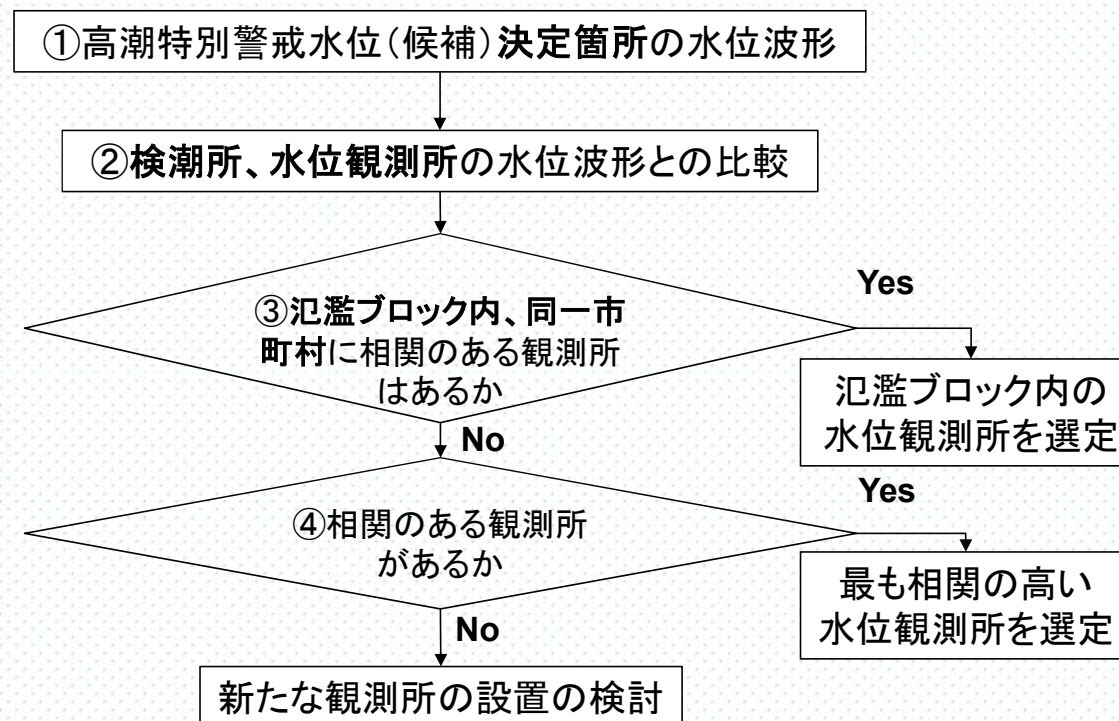
# 基準水位観測所について

## 【設定要領】

- 過去の高潮災害資料や高潮浸水シミュレーションの結果等により、決壊氾濫開始箇所、越流氾濫開始箇所の水位との相関が最も良い水位観測所を基準観測所として選定する。
- 選定にあたっては、水位観測所ごとに複数の台風経路による決壊氾濫開始箇所、越流氾濫開始箇所の水位と基準観測所の水位の関係をプロットした図を作成して確認するものとし、最もばらつきが少なく相関の高い水位観測所を選定するものとする。
- また、基準水位観測所として適切な水位観測所がない場合には、適切な場所に新たに観測所を設置することを検討する必要がある。

## ■ 選定フロー

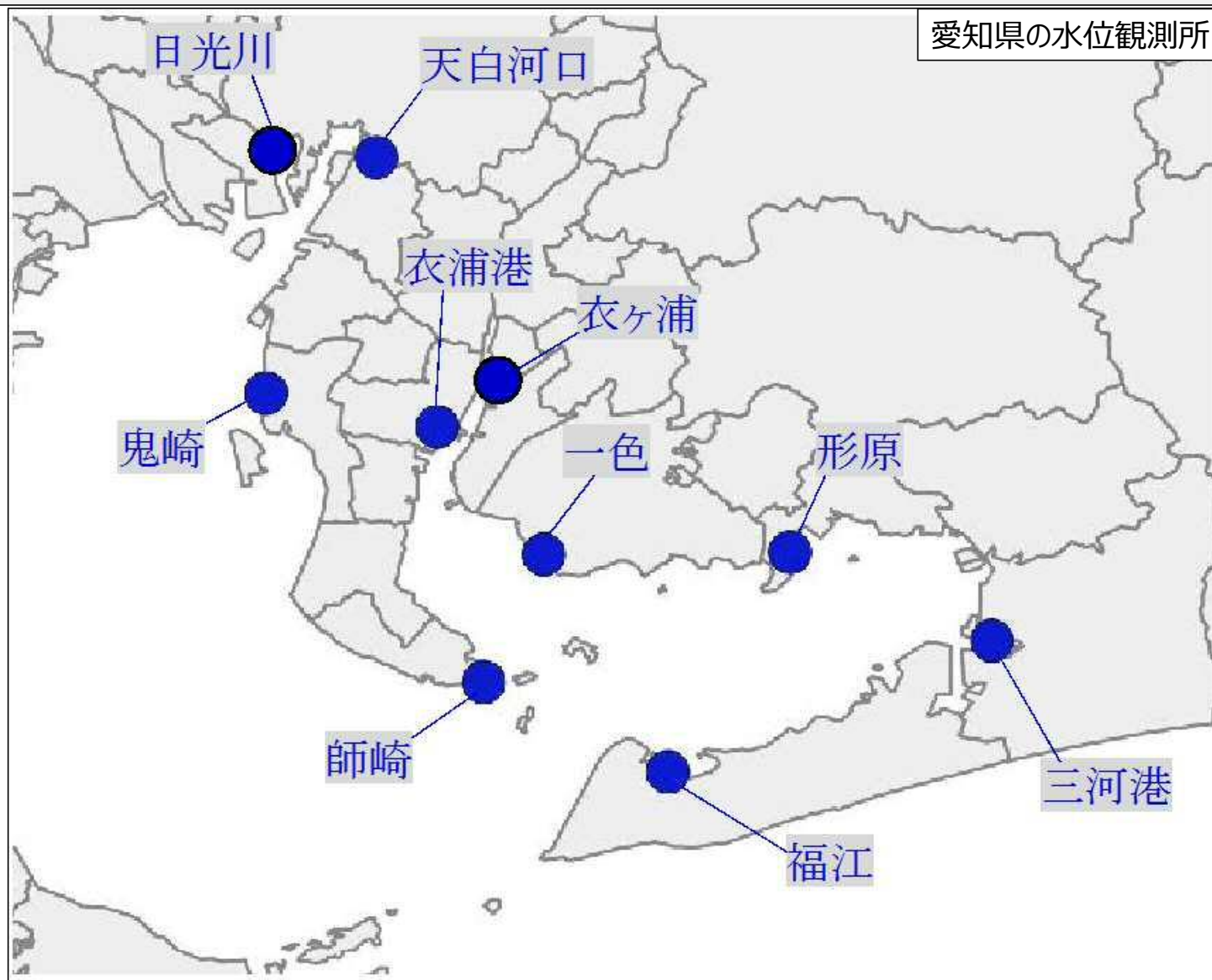
当該ブロック内に相関の高い水位観測所が存在する場合は優先して選定する。また、同一の市町村に存在する場合は優先する。





# 基準水位観測所の指定

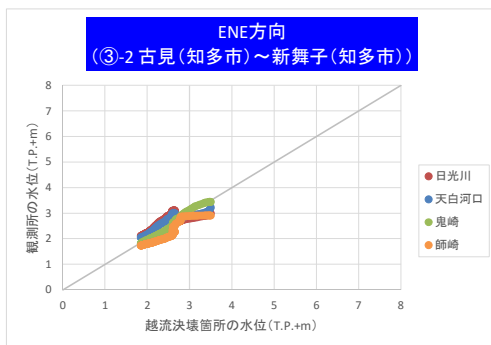
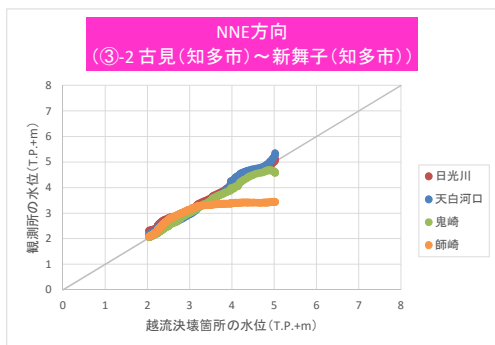
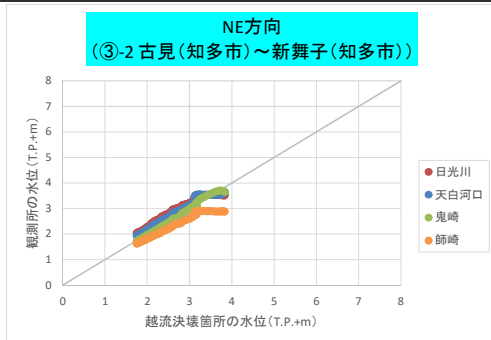
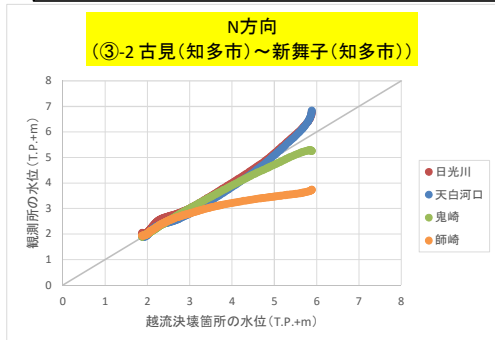
- 愛知県の水位観測所は全て10分間隔でデータが取得され、波浪の影響を受けない構造となっているため、全ての観測所を対象とすることができる。
- 愛知県沿岸のほぼ全域に一定間隔で水位観測所が存在する。



# 基準水位観測所の指定

## 【方針】

- 各方向の台風に対して氾濫開始箇所の水位と水位観測所の水位の相関係数を算出し、最も相関の高い水位観測所を基準水位観測所として選定する。



相関係数	日光川	天白河口	鬼崎	師崎
N方向	0.997	0.994	0.999	0.964
NNE方向	0.997	0.996	0.998	0.967
NE方向	0.981	0.983	0.998	0.987
ENE方向	0.945	0.961	0.988	0.950
平均値	0.980	0.984	0.996	0.967

氾濫ブロック		基準水位観測所	相関係数
①	鍋田(弥富市)	日光川河口	0.992
②-1	富浜(弥富市)～王子ふ頭(飛島村)	日光川河口	0.996
②-2	日光川(名古屋市)～天白川(名古屋市)	天白河口	0.977
③-1	天白川(東海市)～古見(知多市)	天白河口	0.994
③-2	古見(知多市)～新舞子(知多市)	鬼崎	0.996
④	大野(常滑市)～野間(美浜町)	鬼崎	0.996
⑤-1	野間(美浜町)～羽豆岬(南知多町)	師崎	0.999
⑤-2	羽豆岬(南知多町)～河和(美浜町)	師崎	1.000
⑥-1	河和(美浜町)～富貴(武豊町)	衣浦港	0.998
⑥-2	武豊町～半田市	衣浦港	0.990
⑥-3	東浦町～大府市(境川)～刈谷市	衣ヶ浦	0.997
⑥-4	高浜市	衣ヶ浦	0.999
⑥-5	碧南市～矢作川(西尾市)	衣浦港	0.992
⑦-1	矢作川(西尾市)～矢作古川(西尾市)	一色	0.997
⑦-2	矢作古川(西尾市)～三谷(蒲郡市)	形原	1.000
⑦-3	大塚(蒲郡市)～豊川(豊川市)	形原	0.997
⑧	神野新田(豊橋市)～大洲岬(田原市)	三河港	0.989
⑨	大洲(田原市)～馬草(田原市)	福江	0.998
⑩-1	馬草(田原市)～立馬岬(田原市)	福江	0.998
⑩-2	立馬岬(田原市)～伊良湖岬(田原市)	福江	0.971

## 【選定方針】

- 全方向で0.90以上ない観測所は除去
- 除去後で平均値が最も大きい(ただし、同一ブロックや市町内に水位観測所がある場合は優先する)

鬼崎を基準水位観測所として選定する。

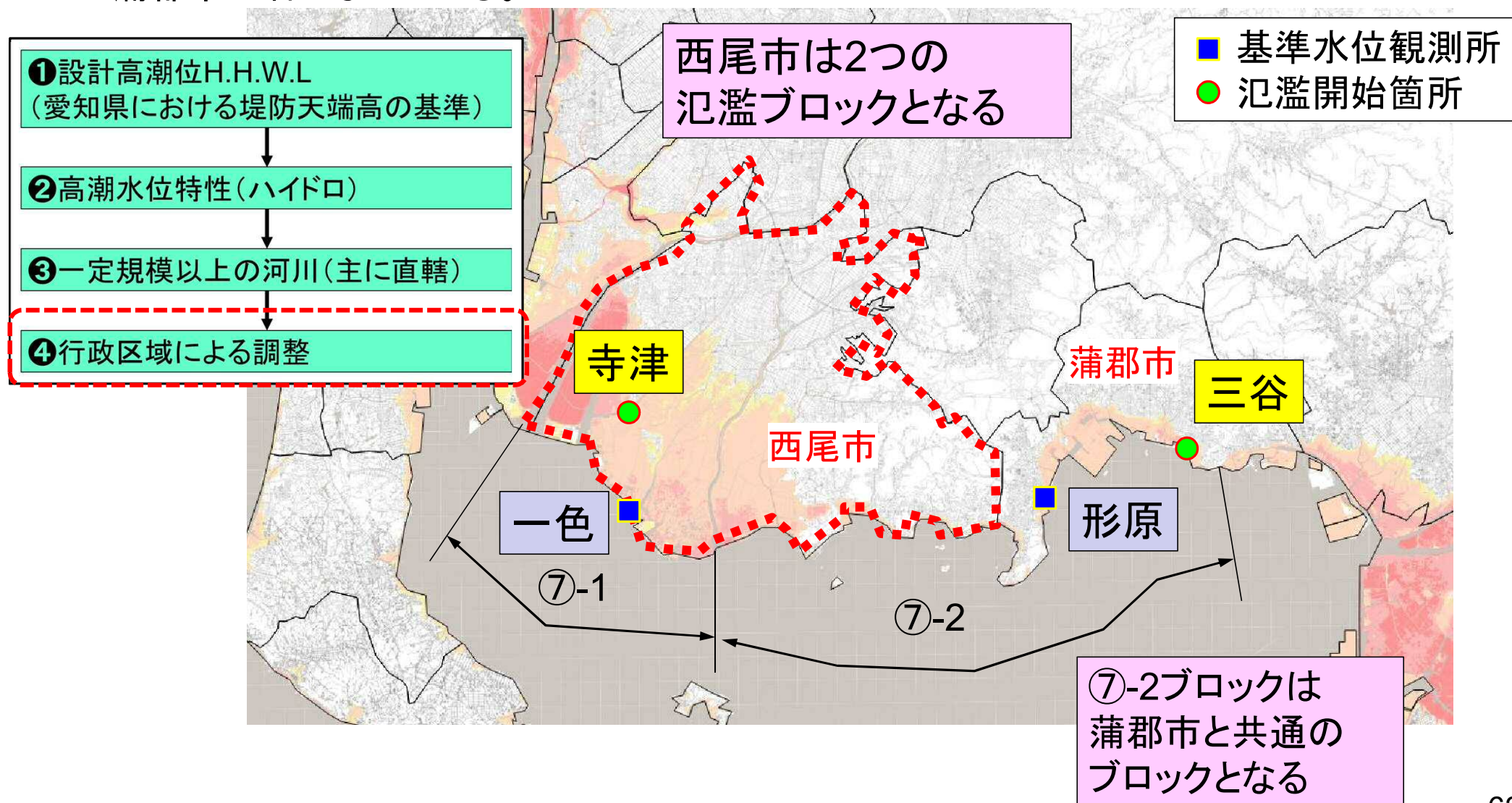
⇒既存の水位観測所で一定の相関が取れることから、新規の水位観測所は設置しないこととする

氾濫ブロック（高潮水位周知実施区間）  
の行政区域による調整（前回委員会からの変更）

# 実際の運用を考慮した区間の再設定例(報告済み)

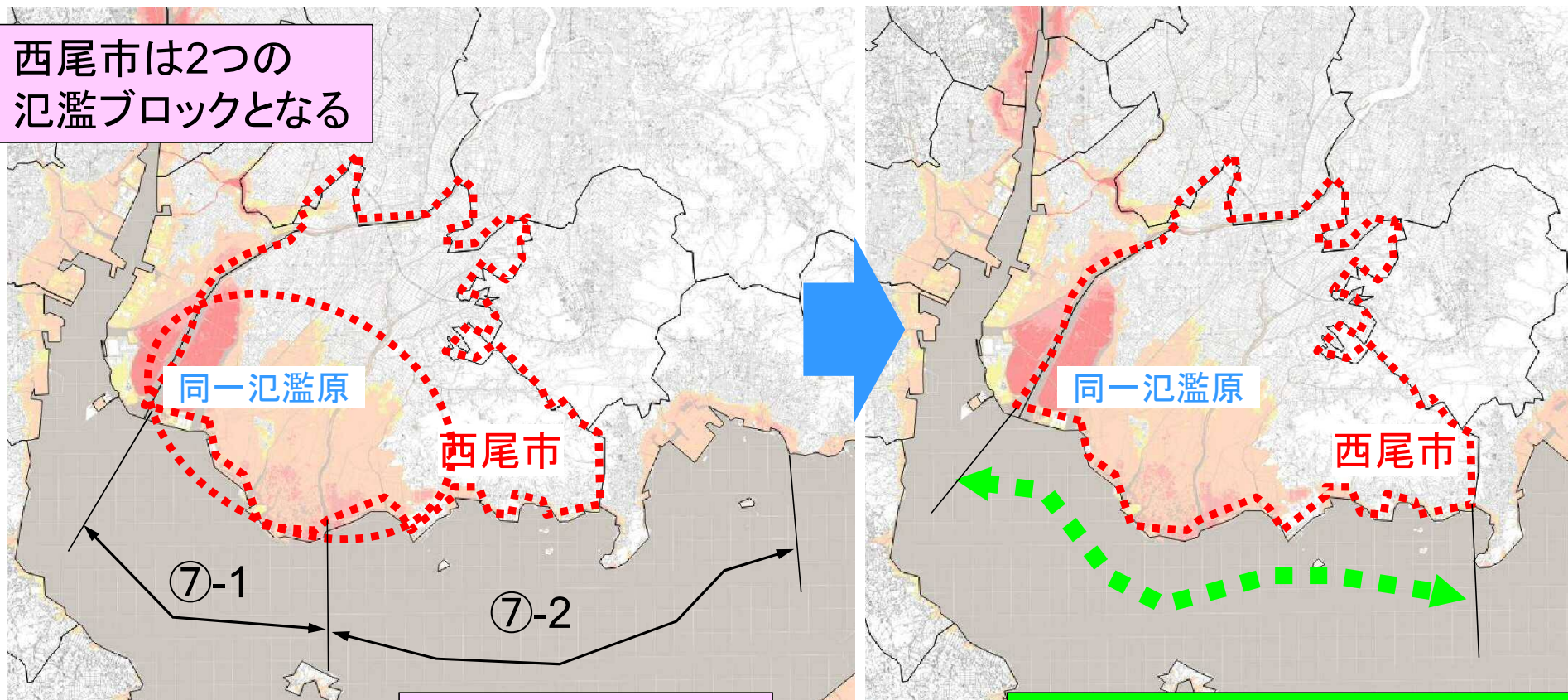
- 西尾市の例

【懸念事項】二つの氾濫ブロックが存在しており、東側の⑦-2ブロックは蒲郡市と併せて一つのブロックとなっている。特に高潮特別警戒水位への到達情報の基準点は蒲郡市三谷となっている。



# 実際の運用を考慮した区間の再設定例(報告済み)

- 氾濫ブロックの統合、分割  
【調整事項】運用面を考慮し、氾濫ブロックを統合、分割する



西尾市は2つの  
氾濫ブロックとなる

同一氾濫原

西尾市

⑦-1

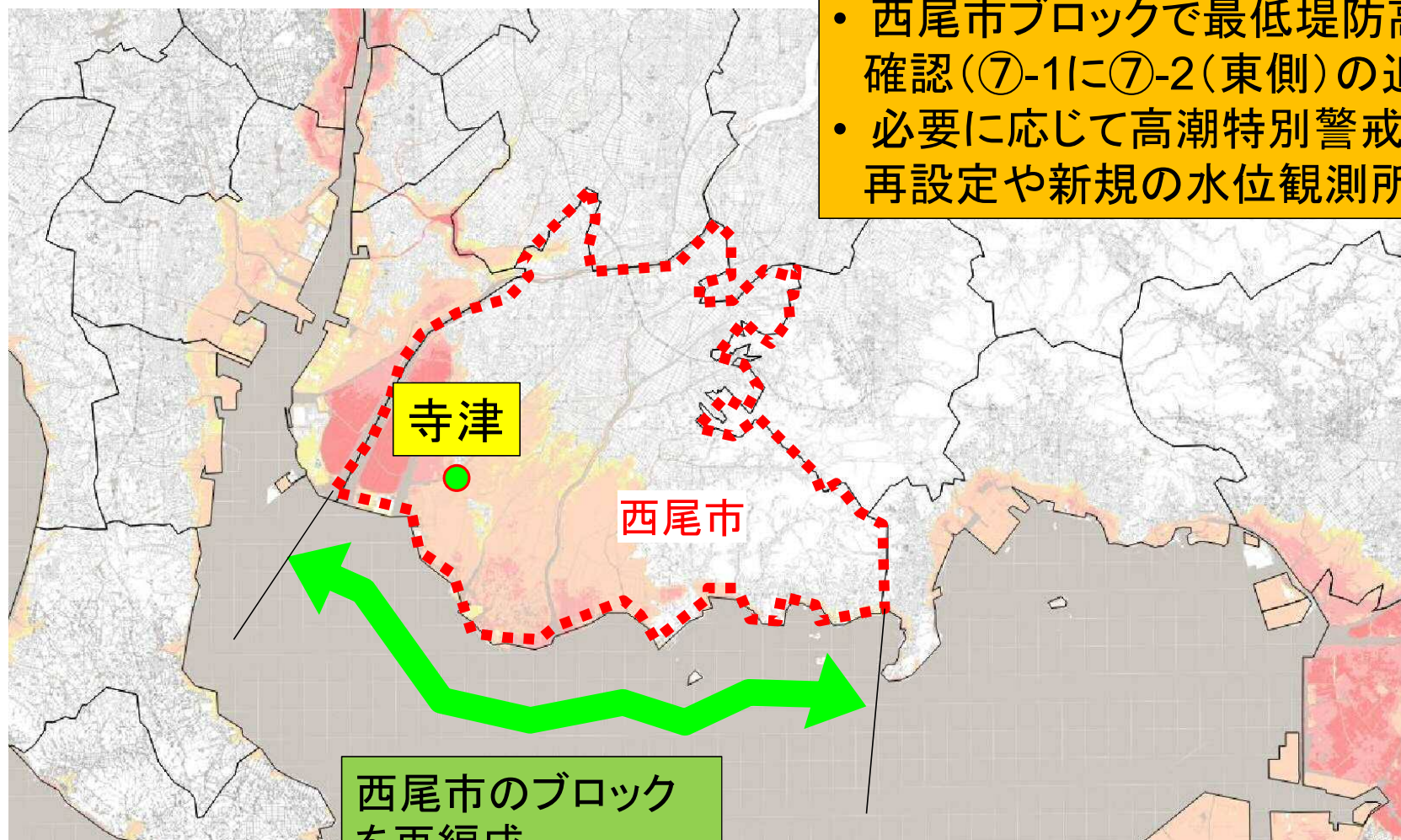
⑦-2

⑦-2ブロックは  
蒲郡市と共通の  
ブロックとなる

- ⑦-2を西尾市と蒲郡市で  
分割する
- ⑦-1に⑦-2の西側を統合し、  
一つのブロックとする

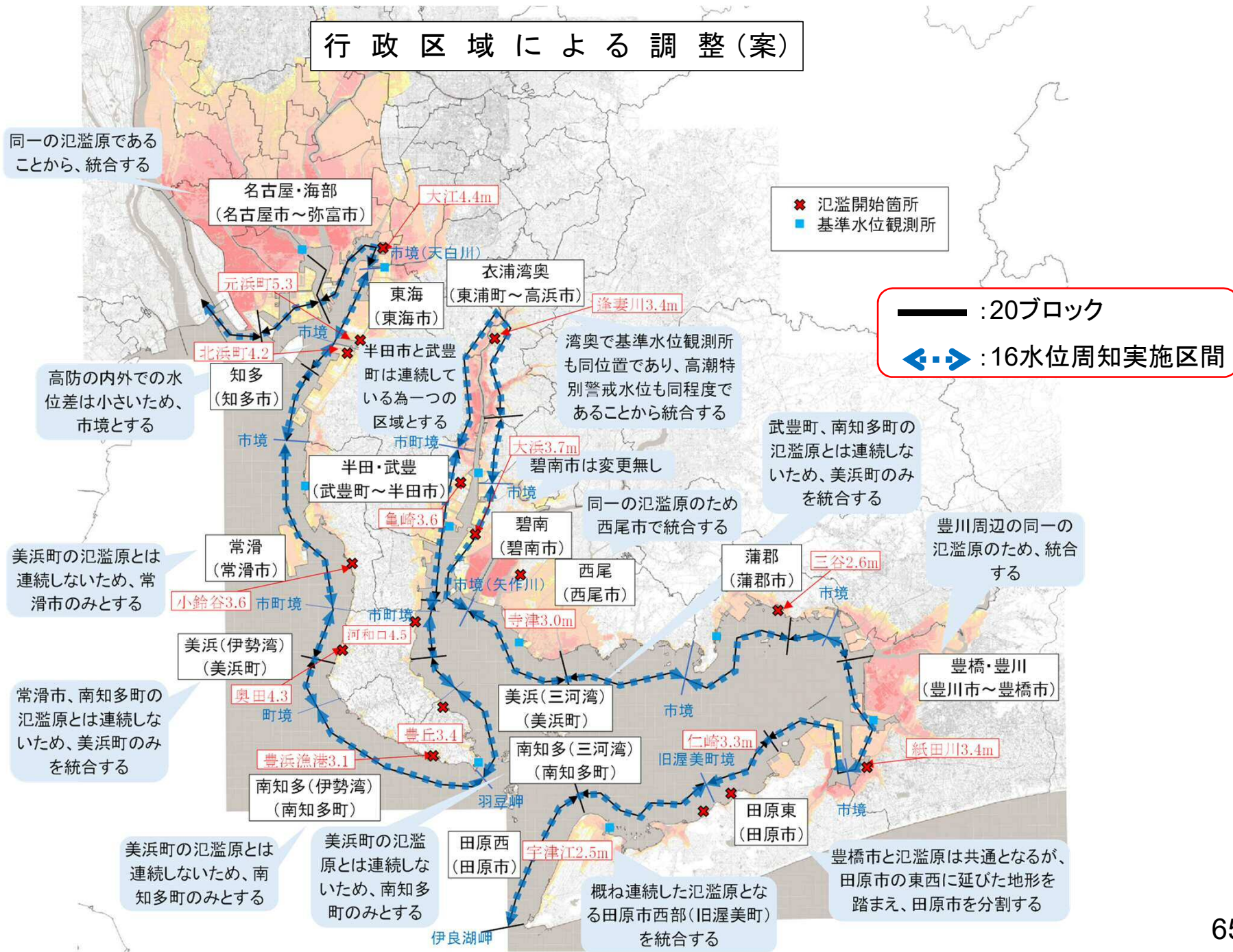
# 実際の運用を考慮した区間の再設定例(報告済み)

- 調整後の対応  
⇒再編成したブロックにおいて、再度、越流開始箇所の確認、高潮特別警戒水位を設定する必要がある



# 高潮水位周知実施区間の再設定案(県の分割案)

## 行政区域による調整(案)



— : 20ブロック

⇄ : 16水位周知実施区間

# 高潮周知実施区間の再設定案(県の分割案)

高潮水位周知実施区間	氾濫開始箇所			基準水位観測所	高潮特別警戒水位候補(候補)(基準観測所の水位)				
	地点	最低堤防高 (T.P.m)	1h前の水位 (T.P.m)		N	NNE	NE	ENE	採用値
① 名古屋・海部	大江	4.4	2.3	天白河口	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
② 東海	元浜町	5.3	2.9	天白河口	2.8	2.8	2.9	2.9	2.8
③ 知多	北浜町	4.2	2.5	天白河口	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4
④ 常滑	小鈴谷	3.6	2.1	鬼崎	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
⑤ 美浜(伊勢湾)	奥田	4.3	—	鬼崎	2.9	3.0	—	—	2.9
⑥ 南知多(伊勢湾)	豊浜漁港	3.1	2.3	師崎	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2
⑦ 南知多(三河湾)	豊丘	3.4	2.9	師崎	2.7	2.7	2.8	—	2.7
⑧ 美浜(三河湾)	河和口	4.5	—	衣浦港	3.7	3.7	—	—	3.7
⑨ 半田・武豊	亀崎	3.6	2.2	衣浦港	2.5	2.2	2.1	2.2	2.1
⑩ 衣浦湾奥	逢妻川	3.4	2.1	衣ヶ浦	2.2	2.2	2.2	2.0	2.0
⑪ 碧南	大浜	3.7	2.2	衣浦港	2.4	2.2	2.2	2.1	2.1
⑫ 西尾	寺津	3.0	2.0	一色	1.9	1.9	2.1	2.4	1.9
⑬ 蒲郡	三谷	2.6	1.7	形原	1.8	1.9	1.8	2.1	1.8
⑭ 豊橋・豊川	紙田川	3.4	1.9	三河港	2.4	2.4	2.3	2.1	2.1
⑮ 田原東	仁崎	3.3	1.8	福江	2.0	2.1	1.8	1.8	1.8
⑯ 田原西	宇津江	2.5	1.7	福江	2.0	2.0	1.8	1.7	1.7

水位周知実施区間で最低堤防高を再確認し、特別警戒水位(候補)として設定した。

凡例:  最も危険な(偏差が大きい)台風の方向、 最も低い水位(水位観測所)

高潮特別警戒水位(候補)の「—」: 水位が越流又は決壊氾濫に達しない



# 高潮特別警戒水位(法定水位)の設定について

高潮特別警戒水位の通知及び周知は、水位周知海岸(沿岸)が高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位に達していることを広く伝えるものであり、「沿岸単位で1つ」を基本として設定 (国参考資料より)

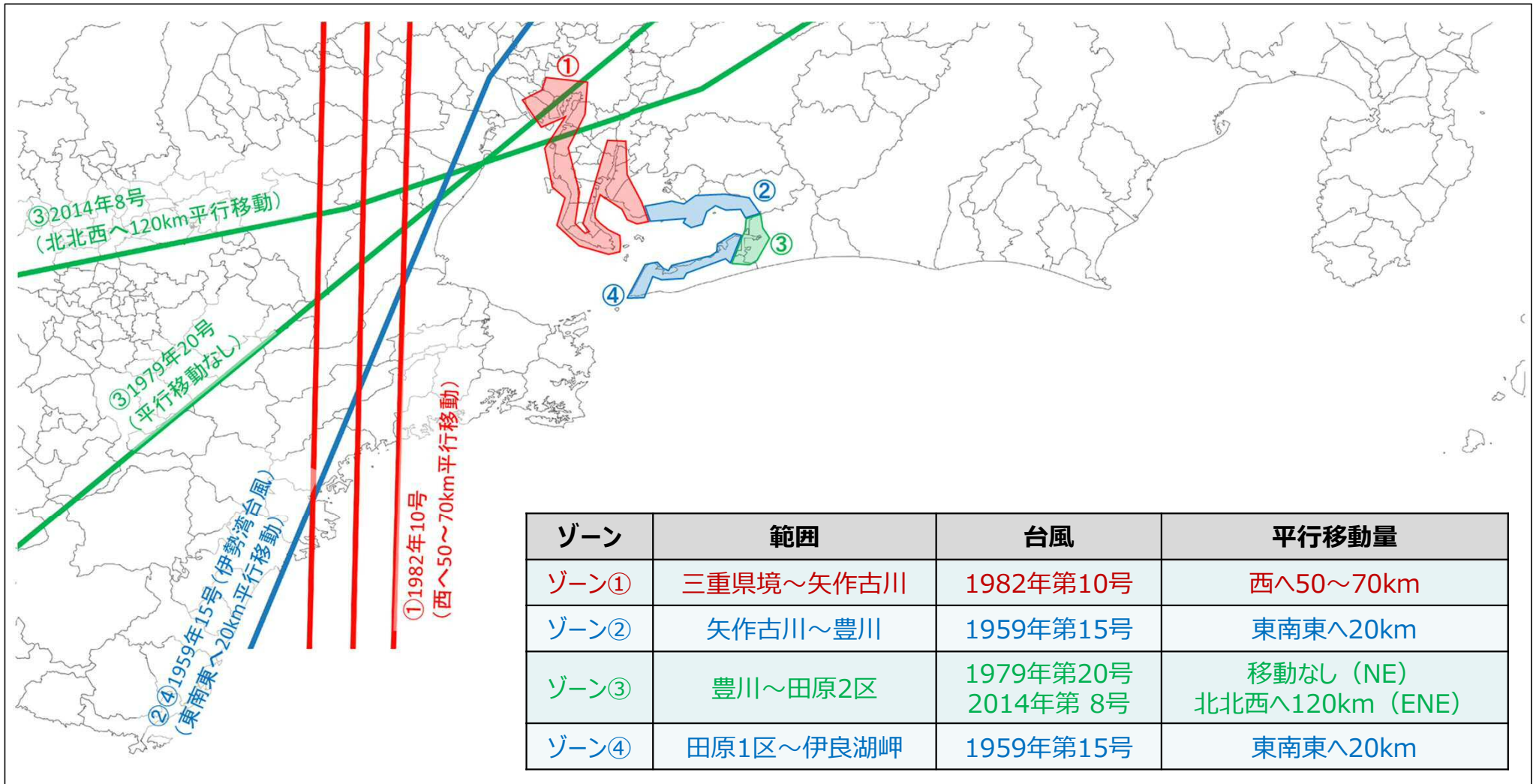
【県方針】 高潮特別警戒水位(法定水位)は、沿岸で1つ設定

高潮特別警戒水位の設定に当たっては、高潮位における水位上昇速度が重要となるが、浸水(偏差)が最大となる高潮が水位上昇速度においても最大となるとは限らないため、高潮浸水シミュレーションでは、想定し得る最大規模の高潮における水位上昇速度だけでなく、浸水が想定される高潮のうち、水位上昇が速いものについても確認を行うこととする。 (国参考資料より)

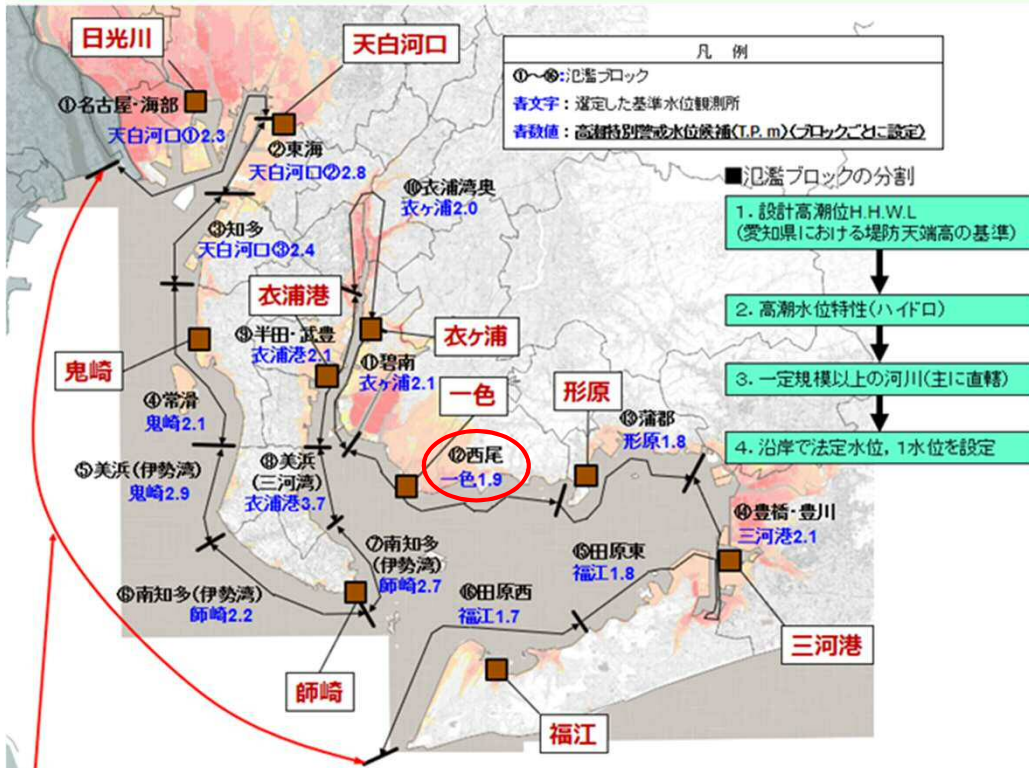
【県方針】各氾濫ブロックにおいて、最悪台風コースに限らず、他のゾーンでの最悪台風コースでも確認する。(計4コース)

# 高潮特別警戒水位(法定水位)の設定

高潮水位周知実施区間ごとに、4つの台風コースで決壊・越流のタイミングを確認し、最も早く高潮特別警戒水位(候補)に達するブロック(水位観測所)を確認する



# 高潮特別警戒水位(法定水位)の設定



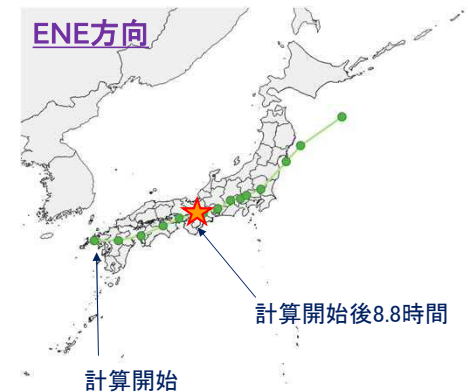
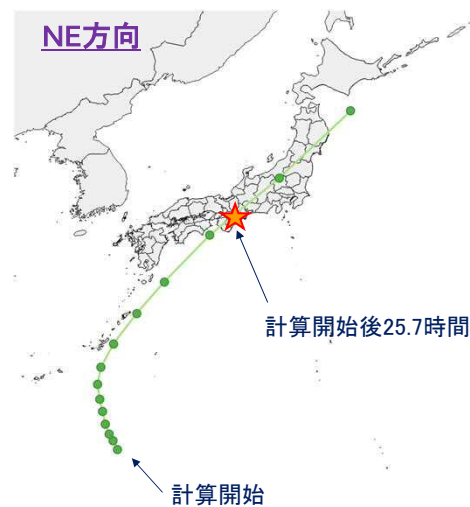
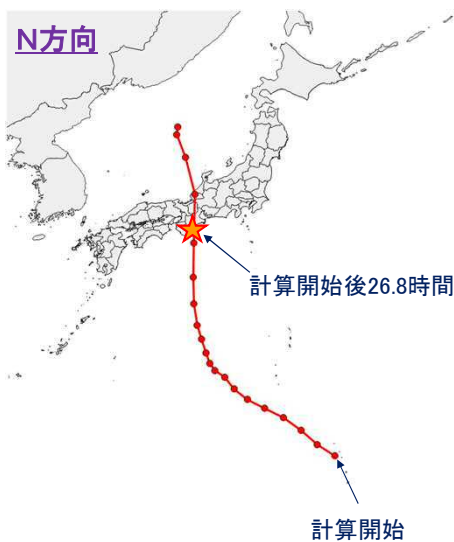
※伊勢湾・三河湾沿岸で法定水位1水位を設定

## 区間ごとの方向別の想定台風の高潮特別警戒水位(候補)到達時間

(単位: 時間)

ブロックNo	ブロック名	高潮特別警戒水位(候補) TPm	N方向		NNE方向		NE方向		ENE方向	
			決壊	越流	決壊	越流	決壊	越流	決壊	越流
①	名古屋・海部	2.3	28.0	27.5	27.2	26.9	27.0	27.1	-	-
②	東海	2.8	28.3	27.9	27.5	27.0	27.6	-	-	-
③	知多	2.4	28.3	27.5	27.5	26.7	27.8	26.9	-	-
④	常滑	2.1	28.1	27.3	27.3	26.5	-	26.5	-	-
⑤	美浜(伊勢湾)	2.9	28.2	-	27.3	-	-	-	-	-
⑥	南知多(伊勢湾)	2.2	28.3	27.0	27.4	26.1	27.4	26.2	-	-
⑦	南知多(三河湾)	2.7	28.7	27.8	27.7	26.8	-	-	-	-
⑧	美浜(三河湾)	3.7	28.1	-	27.3	-	-	-	-	-
⑨	半田・武豊	2.1	27.9	26.9	27.1	26.1	-	26.0	-	-
⑩	衣浦湾奥	2.0	27.9	27.0	27.1	26.3	26.9	26.8	-	-
⑪	碧南	2.1	28.0	27.1	27.2	26.3	-	-	-	-
⑫	西尾	1.9	28.1	26.8	27.2	25.9	27.3	25.7	-	8.8
⑬	蒲郡	1.8	28.5	27.3	27.6	26.3	27.5	26.1	10.7	8.8
⑭	豊橋・豊川	2.1	28.7	28.0	27.8	27.0	27.4	26.6	10.3	9.5
⑮	田原東	1.8	28.8	28.0	27.8	27.0	27.5	26.7	10.3	9.5
⑯	田原西	1.7	28.4	27.6	27.3	26.6	27.2	26.3	10.0	9.0

⑫西尾ブロック(一色観測所TP+1.9m)が最も早く水位到達



# 高潮特別警戒水位(法定水位)の設定

氾濫開始箇所の水位を基準水位観測所へ換算した水位は台風のコースごとにはばらつきがあるため、これらのうちの安全側を見込んで最も低い水位を採用することを基本とする。

(国参考資料より)

	氾濫開始箇所における高潮特別警戒水位に達する時間(h)※	氾濫開始箇所の水位(T.P. + m)	一色観測所の水位(T.P. + m)
N方向	26.8	2.0	1.9
NNE方向	25.9	2.1	1.9
NE方向	25.7	2.2	2.1
ENE方向	8.9	2.5	2.4
基準観測所最低水位			<b>1.9</b>

※各台風ケースの計算開始時間を「0」として、氾濫開始の水位に達するまでの時間

国の参考資料を参考にすると、一色水位観測所TP+1.9mが法定水位となる。

⇒発生頻度や、国の警戒レベル引き上げの検討を踏まえ、妥当性を検討

## 【一色水位観測所TP+1.9mを法定水位とした場合】

○TP+1.9mに達する年超過確率は、約 1 / 17

○背後に相当な人口や資産を有する名古屋港及び三河港においては、最大限水防活動に従事する必要があるが、沿岸全体に一律に高潮特別警戒水位への到達を発表するため、

・ 実施区間①(名古屋・海部):天白河口水位観測所の候補水位TP+2.3mの約60分前

・ 実施区間⑭(豊橋・豊川):三河港水位観測所の候補水位TP+2.1mの約60分前に、

水防活動等を切り上げる判断をすることになる。

※天白河口TP+2.3m:年超過確率 約 1 / 35、三河港TP+2.1m :年超過確率 約 1 / 23

○国検討の警戒レベル5相当 (災害の発生又はまさに発生するおそれがある状況)

への引き上げを考慮すると、沿岸全体での運用を考えた場合、一部地域で整合しない状況になる。

## （論点整理）

- 高潮特別警戒水位（法定水位）は、報道機関を通じて沿岸全体に周知させる情報
- 防災情報 警戒レベル5相当に変更予定
- ライフライン保守点検者や水防団が退避を開始する状況であることを住民等が知る情報
  - 一色水位観測所TP+1.9m(年超過確率約1/17) とした場合
  - ⇒発生頻度が多くなる、他地区の水防活動に影響
- 沿岸で16の水位周知実施区間毎に設定した高潮特別警戒水位（候補）については、水防法の規定（高潮特別警戒水位）による通知とは区別したうえで、河川における危機管理型水位計と同様、各区間において地域限定防災情報として活用する。
  - ⇒水位周知実施区間ごとに高潮特別警戒水位（候補）に達した段階で、県から市町村へ何らかの情報伝達することが望ましいが、水位到達時は高潮の他、既に暴風、洪水、土砂災害などの災害対応を行っていることが想定されるため、情報伝達の煩雑化を避ける必要がある。⇒水位情報の提供のみ（情報伝達事務の厳選化）

# 高潮特別警戒水位(法定水位)の設定 案

水位到達の発生頻度や提供情報の厳選の考えのもと、2つの水位を設定することを県案とする。

## ● 高潮特別警戒水位(法定水位) 天白河口水位観測所TP+2.3 m(沿岸全体に適用)

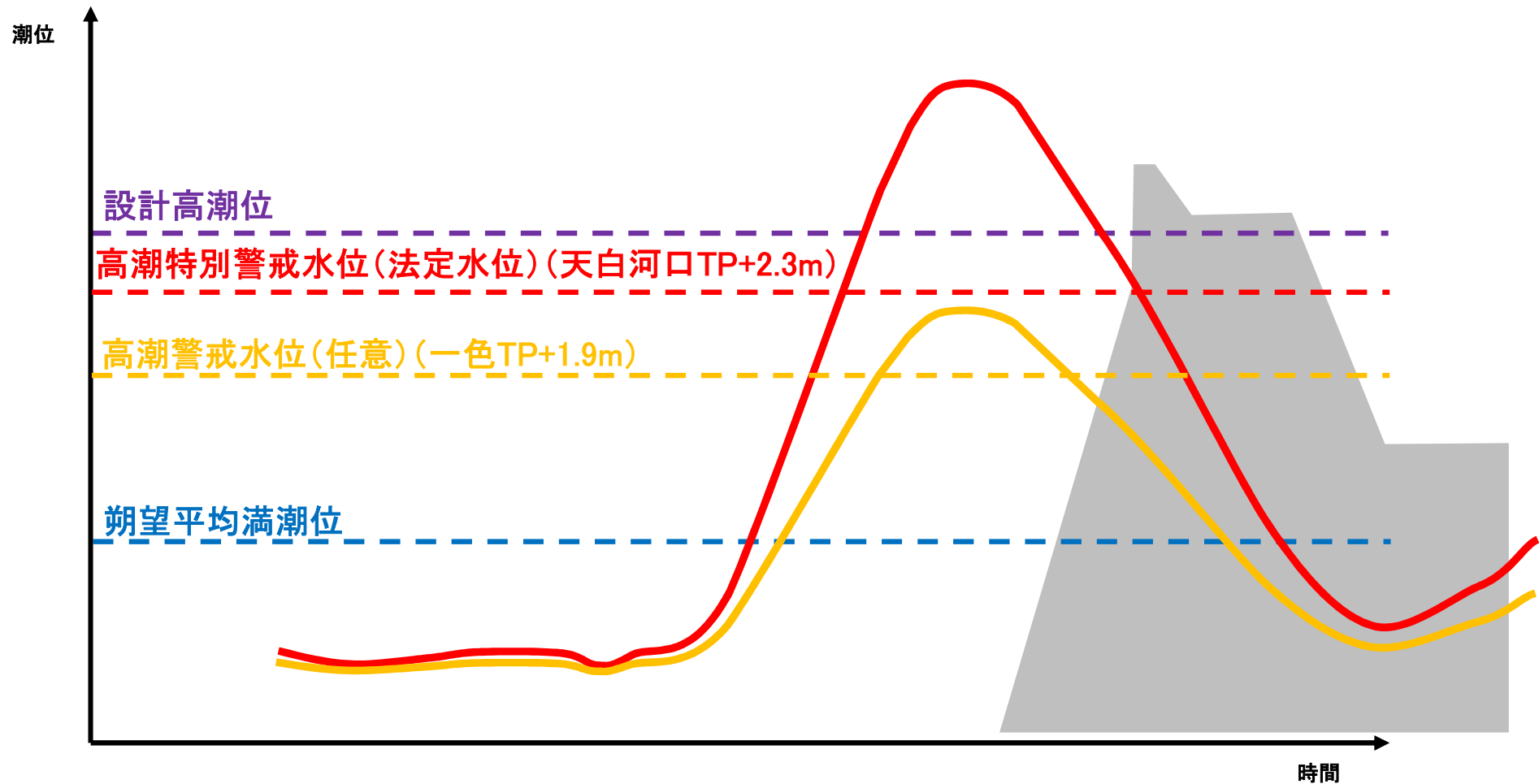
- ・ 水防活動を終了して退避する判断
- ・ 報道機関を通じて沿岸全体に周知（水防活動等が終了することを住民等が認識）
- ・ 背後地にゼロメートル地帯を有し相当な人口・資産を抱える名古屋港、三河港の水防活動を最大限実施できるように早すぎないタイミングとすることが重要。
- ・ 水位到達時における沿岸全体の海岸域の状況は、国交省等検討の警戒レベル5相当[緊急安全確保]の状況になっていることが想定できる。

※（警戒レベル5）・状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう、特に促したい場合に発表。

## ● (仮称) 高潮警戒水位(任意) 一色水位観測所TP+1.9 (沿岸全体に適用)

- ・ 西尾ブロック（基準水位観測所：一色）では、水防活動従事者等の退避が必要。
- ・ 他の水位周知実施区間では、高潮特別警戒水位(候補)に達していないことも想定される。
- ・ 警戒を要する状況に達していることを、沿岸全域に県が任意情報として伝達する。（報道機関は義務としない）
- ・ 他の水位周知実施区間では、この水位に達した段階で、いつどこで氾濫が始まってもおかしくない状況のため、各市町村において、各区間の高潮特別警戒水位(候補)を参考に避難(水防活動等終了)のタイミングを判断してもらおう。

# 高潮特別警戒水位(法定水位)の設定案





# 今後の予定

- 高潮浸水想定区域図等の公表
  - ・ 令和3年3月中の高潮浸水想定区域図（予想図含む）を公表
- 水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定、高潮特別警戒水位の運用開始
  - ・ 令和3年5月に開催予定の県防災会議で、水防計画、地域防災計画の変更予定
  - ・ 令和3年台風期までに指定及び運用開始予定